

令和3年度

# 施政方針

令和3年3月

嘉手納町長 當山 宏



# 目 次

1.	令和3年度 町政運営に向けて……………	1
2.	基地問題……………	5
3.	安全・安心で住みよいまちづくり……………	8
4.	活力に満ちた賑わいのあるまちづくり……………	12
5.	生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり……………	15
6.	地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり…	20
7.	執行体制と行財政の運営等……………	24

## 令和3年度 町政運営に向けて

本日ここに、嘉手納町議会の令和3年3月定例会が開会の運びとなりました。今議会は、去る1月17日の町議会議員選挙で当選された第19期の議員の皆様による最初の定例会であります。議員各位のこの度のご当選を心からお喜び申し上げますとともに、今後におけるご活躍をご期待申し上げます。

今定例会においては、一般会計予算をはじめ水道事業会計予算、国民健康保険特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、下水道事業特別会計予算のほか、行財政運営に関する諸議案等を提出しております。その説明に先立ち、これまでのまちづくり等に関する主な取り組みと令和3年度における私の町政運営の基本方針、そして主要な施策の概要等について申し上げ、議員諸賢のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、令和2年度を振り返りますと、まさに新型コロナウイルス感染症に翻弄された1年であったと言えます。中国の武漢市に端を発したとされるこの感染症は、瞬く間に世界中に広がり、未曾有の被害をもたらしました。本県においても県民の健康や暮らし、社会経済に深刻な影響を及ぼし、発生から1年が経過した今日においても、コロナ禍は依然収束の目処が立たない大変厳しい状況が続いて

おります。

本町でも、町民をはじめ飲食業や観光業、そのほか多くの中小企業の皆様が深刻な打撃を受けました。また、学校の一斉休校等により児童生徒や保護者の日常生活にも大きな影響を及ぼすとともに、医療や福祉、地域コミュニティなど社会のあらゆる分野に、この新型コロナウイルス感染症が暗い影を落としております。

本町では、こうした状況の改善を図るべく、議会の協力を得て、町独自にあるいは国の予算を活用してこれまで第5次にわたるコロナ関連の補正予算を編成し、各種支援策を講じてまいりました。

経済の急激な悪化により影響を受けた町民の家計支援として、町独自に一人2万円の生活支援特別給付金を給付したほか、事業者支援として、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた町内事業者に対し10万円の事業継続支援給付金を給付いたしました。そのほかにも、感染防止対策や町民、事業者向けの支援など様々な対策を講じてきたところです。

国や県、そして町独自の支援策の実施及び町民、事業者、関係各位の取り組みにより、町内における新型コロナウイルス感染症による影響は、当初に比べて幾分落ち着いてきたような感もしております。しかし、昨年末から流行の第3波が押し寄せていることから、

今年の1月には3度目となる沖縄県独自の緊急事態宣言が発出されるに至りました。状況の厳しさは依然として続いております。このため町においては、今定例議会に第6次のコロナ対策に係る補正予算を提出しているところであります。

このように令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の対策に追われた1年でありましたが、そうした中であっても、本町のまちづくりの各種事業は、概ね順調に進捗を見ております。

機能拡充を目指す「道の駅かでな」については、昨年から増築部分の本体工事に着手しております。また、比謝川の河口付近において建築中の比謝川緑地広場整備事業は、令和3年度内の完成を目指して整備工事を鋭意推進しております。

長年の懸案であった「字嘉手納2番地地区」の密集市街地整備事業については、地域の皆様のご理解とご協力をいただきながらこれまで事業を進めてまいりました。令和2年10月からは、移転対象となる方々の住宅の建築工事が始まっております。

行政センター駐車場の一角で進めている特定地域特別振興事業についても、事業は順調に進んでおり、令和2年度に基本設計及び実施設計を実施しています。

第三保育所の建て替えに向けては、令和2年度に施設の基本設計

と物件補償調査の業務に取り組みました。令和3年度では、実施設計及び用地物件補償業務に着手する計画であります。また、昨年から待機児童対策として新たな認可保育園の開設に向けた取り組みも進められております。

雇用対策としては、令和2年度から町民の就業機会の創出を目的に新規に「雇用促進資格取得支援事業」を実施いたしました。

教育環境の充実に向けた取り組みとしては、令和2年度においてオンライン学習の導入を図るため、小中学校のGIGAスクールネットワーク整備事業及び学習者用端末の整備事業を推進しております。これにより全ての子供たちの学びを保障するとともに、ICTを活用する環境の実現を図ることとしています。

以上が令和2年度において取り組んできた本町のまちづくりの主な事業であります。令和3年度は、これまでの成果を踏まえて、更なる「公共施設の整備」や「住宅対策」「子育て支援」「教育・福祉の向上」「人材育成・文化の振興」「各種基地問題への対応」「地域産業・商店街の活性化」等に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症への対応についても、町内の状況を注視しながら、必要とされる有効な対策を適切に講じてまいります。

また、令和3年度においても、引き続き「活力に満ちたまちづく

り」「人に優しいまちづくり」「文化の薫るまちづくり」を目指すとともに、「公平公正」「町民本位」「改革刷新」を基本姿勢として嘉手納町のまちづくりに取り組んでまいります。

嘉手納町の更なる発展に向けて、令和3年度において取り組む主な施策の概要等は次のとおりであります。

## 基地問題

基地問題について申し上げます。

本町を取り巻く基地問題は、戦後76年を迎えた今日においても厳しい状況が続いております。

米国は、平成30年10月に、CV-22オスプレイ5機を横田飛行場へ配備しました。同機は嘉手納飛行場に飛来しての訓練が予想され、町民の安全性への不安や負担の増大が危惧されておりました。そうした中、令和元年度、令和2年度と訓練参加のための飛来が確認されたことから、三連協として、日米の関係機関に対し嘉手納飛行場での運用を行わないよう強く申し入れてきたところであります。

広大な米軍基地を抱える本町においては、基地から派生する事故やトラブル等が依然として後を絶たない状況にあります。令和2年

度においても、嘉手納飛行場における火災やパラシュート降下訓練、F-15戦闘機による部品落下事故などが発生しております。

こうした諸問題の発生は、町民の安全な生活を脅かすものであり決して容認できるものではありません。また、嘉手納基地に所属する軍人軍属による強盗や酒気帯び運転などの事件、事故も相次ぎました。三連協としてはこうした問題に抗議すると同時に再発防止の徹底を強く求めてきたところであります。

嘉手納基地から派生する航空機騒音も、依然として町民に深刻な被害を及ぼしております。所属機に加えて、外来機の飛来が続いており、騒音の軽減策としてF-15戦闘機の訓練移転は実施されているものの環境基準超過日数は依然として高い状況にあります。また、平成31年2月より開始された第353特殊作戦群駐機場の整備工事が令和3年4月に完了する見込みとなっており、MC-130特殊作戦機による通称「パパーループ」の使用も終了する予定であります。今後二度と、同型機やそのほかの航空機が使用することのないよう注視してまいります。

航空機の排気ガスの悪臭問題は、航空機騒音と並んで本町の大きな問題の一つであります。このため、悪臭の発生源としての可能性が高いE-3早期警戒管制機について、同機の駐機場移転など、有

効な対策を講じるよう日米関係機関に対し強く要請してきたところ  
であります。軍転協による県外要請の際には、国から同問題に対す  
る積極的な発言が聞かれました。これからも引き続き解決に向けて  
力を尽くしてまいります。

また令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行もあり、感  
染予防策として換気の徹底が叫ばれる中、本町においては騒音や悪  
臭のため窓を閉めざるを得ない状況が続いております。よって、騒  
音と悪臭を発生させる基地運用について、その影響を大幅に軽減す  
るよう町として国に強く要請してまいりました。

防音対策事業につきましては、告示後に建築された住宅や店舗、  
事務所等への防音工事の適用拡大をはじめ、防音住宅に対する空調  
施設維持管理費（電気料金）の助成対象枠拡大等の実施について引  
き続き要請してまいります。

今後とも各種の基地問題については、町独自に、そして三連協と  
してその解決に向けて取り組んでまいります。

また、令和3年度におきましては、多くの基地問題を抱える本町  
の実情の理解に資するため、令和元年度より延期されていた「嘉手  
納町と基地」改訂版を発行いたします。

## 安全・安心で住みよいまちづくり

安全・安心で住みよいまちづくりについて申し上げます。

本町では、都市計画マスタープランを平成18年1月に策定し、すでに10年以上が経過しております。この間、都市を取り巻く社会情勢も大きく変化していることから、そのことに対応するため、都市計画の基本的な方針を定める都市計画マスタープランの改定に着手してまいります。

本町の抱える人口減少問題の解決に取り組むため、平成29年5月から「定住促進事業」を開始しております。同事業は「新築住宅等の取得補助金」、「建物除却に係る補助金」、「新築住宅等に係る固定資産税相当額の一部を一定期間補助する定住促進奨励金」の3つの制度で構成されております。同事業は5年間に限り実施する事業ですが、平成29年度からの同事業取得補助の活用実績見込み数は、令和2年度末で住宅・賃貸住宅合わせて67棟、戸数にすると129戸の建設が見込まれております。最終年度となる令和3年度も同事業の継続実施を図り、本町への定住促進に努めてまいります。

平成24年度に国土交通省が「地震時等において著しく危険な密集市街地」として公表した字嘉手納2番地地区における「密集市街地整備事業」は、平成29年2月に同地区のまちづくり協議会から

事業推進の要望書が町に提出されております。このことを受け、これまで権利者等への個別ヒアリング等を順次進めてきたところであり、令和3年度においては、都市再生住宅の完成及び道路整備に伴い移転を余儀なくされる方の物件補償と移転措置を順次行い、地区内住環境の改善に向け、まちづくり協議会の皆様とも連携を図りながら、同事業に鋭意取り組んでまいります。

また、平成24年度から本町の経済対策事業の一環として実施している嘉手納町住宅リフォーム支援事業は、令和2年度で9年目を迎え地域経済の振興と住環境の向上に寄与してまいりました。今後においても本事業の需要が見込めることから、令和3年度も引き続き実施します。

「水釜第二町営住宅」の建て替え事業については、外構設計、既存の解体設計、併行防音工事の実施設計を行い、円滑な事業推進に努めてまいります。

屋良土地区画整理事業は、各権利関係者の協力を得ながら引き続き清算業務に努めます。

屋良城跡公園及び嘉手納野球場においては、同施設の老朽化の改善や利用者ニーズに即した機能向上が望まれております。両施設とも「嘉手納飛行場等周辺まちづくり支援事業」において、実施設計

等に着手しており、引き続き事業の進捗を図ってまいります。

兼久海浜公園リニューアル事業は、平成26年度から基本構想策定業務を実施し、平成27年度に基本計画、平成28年度に基本設計、令和元年度に実施計画を策定しております。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い令和2年度に開催できなかった住民説明会等を開催し、事業の推進を図ります。

道路整備は、生活の基盤である町道の改良工事などを計画的に進めていき、都市機能の向上と快適で安全なまちづくりを目指します。

公共下水道事業は、快適な生活環境や河川等の水質保全を図るため、今後とも水洗化の普及を推進するとともに、老朽化した管路の改築等に向けて、適正な施設の維持管理に取り組みます。また、令和3年度においては、公営企業会計適用に向けて、引き続きその準備に取り組んでまいります。

水道事業においては、防災上の取り組みとして、町民に安全でおいしい水を送り続けることができるよう、飲料水を貯蔵する配水池の耐震化を計画しております。令和3年度は、本体の「久得第二配水池」の建設工事に着手してまいります。

比謝川及び周辺の湧水の有機フッ素化合物による汚染問題に関しましては、令和2年度において水道水については厚生労働省が、公

共用水域及び地下水については環境省がそれぞれ暫定ではありますが、目標値及び指針値を50ng/l（ナノグラムパーリットル）と定めております。

嘉手納町内の地下水が流れるカーや井戸群について令和2年度より沖縄県が14地点でモニタリング調査を実施しているところではありますが、汚染源の特定には至っておりません。本調査を今後も継続して実施すること、また、汚染源の特定に向け、国、県に対し、嘉手納基地内への立ち入り調査の実施を求めてまいります。

地球温暖化対策につきまして、嘉手納町地球温暖化防止実行計画に基づき、公共施設の照明器具を段階的に高効率照明へ変更するなど、CO<sub>2</sub>排出量の削減、抑制に取り組んでまいります。

資源循環型社会の構築に向けては、リフューズ（断る）、リデュース（減らす）、リユース（再利用する）、リサイクル（再生利用する）の4R運動を基本として、町民及び企業、団体等のご協力を得ながら、資源ごみ等の収集を行い、ごみ減量化と再資源化及び適正処理を進めます。

災害時においては、「嘉手納町災害廃棄物処理計画」に基づき、発生する廃棄物を適正かつ円滑、迅速に処理してまいります。

地域の環境美化については、区民一斉清掃の実施や美化活動を率

先して取り組んでいる個人や団体、企業等を支援いたします。また、ごみの不法投棄やごみ散乱防止の指導に努めてまいります。

飼い犬・飼い猫については、適正飼養の意識啓発を図り、地域の環境保全に取り組みます。

### 活力に満ちた賑わいのあるまちづくり

活力に満ちた賑わいのあるまちづくりについては、中心商店街の活性化をはじめ、既存産業や新規産業の振興に向け取り組んでまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により状況が一変したことから、令和2年度は、感染症拡大防止対策と社会経済活動の両立を目指し、事業継続を支援する各種事業を実施してまいりました。令和3年度においては、ポストコロナ時代に向けた産業変化等への対応も検討してまいります。

商工業の振興については、商工会や商工事業者との連携を図りながら、各種の活性化事業に取り組んできました。その一環として実施している「プレミアム付き野國總管商品券事業」については、コロナ禍で停滞した消費の喚起を目的に、令和3年度も継続して実施いたします。また、「かでな元気プロジェクト事業」につきましても、事業者の経営力向上及び販路開拓の支援を目的とした「やる気支援

事業」、町内における創業者の支援を行う「事業者立地支援事業」、既存商工業者の継続的な発展を支援する「新規顧客獲得支援事業」等を継続実施します。コロナ禍収束後の回復期に向けた事業者支援を嘉手納町商工会と連携しながら積極的に実施することで、商工業の振興に努めてまいります。本町の特産品の発掘及びその販路拡大の支援として実施してきた「優良特産品推奨事業」は、新たな優良特産品の選定に加え、現在推奨されている特産品の販路開拓等の取り組みを支援いたします。

観光振興に向けては、本町の観光拠点である「道の駅かでな」の機能拡充を図るためリニューアル事業を実施しております。令和4年1月以降の供用開始に向け、令和3年度中の工事完了を予定しており、完了後においては、新しい事業者の入居準備を進めるとともに並行して既存施設の改修工事も実施することとしております。

体験型・滞在型の観光振興の強化を図るために進めております比謝川緑地広場整備事業については、自然学習の場としても活用できる展示室の整備を含め、令和3年度中の工事完了を予定しており、令和4年4月の供用開始に向け準備してまいります。また、令和3年度に設立予定の観光協会につきましては、法人化に向けた準備等組織基盤の整備を進めながら、観光資源の発掘と魅力の発信に取り

組みます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により多くのイベントが中止となりました。令和3年度における野國總管まつりや産業まつり、かでなGOGOフェスティバル、エイサーまつり等、各種イベントの開催については、今後における新型コロナウイルスの感染状況等も十分考慮し、実施方法を検討しながら、取り組んでまいります。

情報通信産業については、中核施設である情報通信産業センターに関連企業等が入居し、約200人が雇用され就業しております。今後も人材育成、雇用創出、進出企業の支援を図り、町内の情報通信産業の振興に努めてまいります。

雇用対策については、令和3年度も引き続き就職支援活動総合窓口を設置し、専門の相談員によるアドバイスとサポートを行います。また、令和2年度においてコロナ禍における雇用情勢悪化への対策として実施した雇用促進資格取得支援事業を令和3年度も継続し町民の失業率の改善に努めてまいります。町民の皆様がこの制度を大いに活用し、就業に繋げていただくことを期待しております。

農業振興については、町域の82%を米軍基地に接収されており、狭隘な面積の中で本町の農業は営まれております。基地内の耕作地

においては、基幹作物であるさとうきびを中心に、びわ、とまと等の栽培が行なわれており、農家の生産意欲の向上に資するため、各種補助金制度等による支援を継続してまいります。

水産業振興については、漁民の活動支援や後継者の育成支援に努め、魅力ある漁業の振興を目指します。また漁獲量の向上を図るため、漁民への補助金制度による支援に努めます。

### 生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり

高齢者福祉では、交通弱者対策として平成29年度より地域福祉交通の実証実験等に取り組んでまいりました。その結果、令和3年1月より高齢者外出支援タクシー料金助成事業を本格導入しており、今後も継続して事業に取り組んでまいります。

令和3年度からスタートする第8期老人福祉計画及び沖縄県介護保険広域連合の第8期介護保険事業計画に基づき、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう努めます。また、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員及び関係機関と連携を図りながら、町民を主体とした地域福祉の推進に取り組みます。

介護予防・日常生活支援総合事業においては、日常生活を維持・改善するために必要な運動機能向上プログラムとして実施していま

すロコモアップ教室を令和3年度においても継続実施いたします。

生活支援体制整備事業については、生活支援を必要とする町民の生活を支えるため、また、活動する者の豊富な知識や技術を活かし活動する機会を作ることでお互い様の関係性へとつなげるために、有償での支え合い活動の仕組みを構築していきます。

在宅医療・介護連携推進事業では、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

認知症総合支援事業については、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。また、地域における支援体制の構築については、認知症の方やその家族が、地域の人や専門職と相互に情報を共有し合う場として認知症カフェを開催、認知症の方やその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりの推進を目指して認知症サポーター養成講座を開催します。

障害福祉では、令和3年度に嘉手納町障害者計画の最終年度を迎えることから、現行計画の見直し及び次期計画の策定を行います。また、当計画に基づき、障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の更なる充実を図るとともに、地域生活支援拠点等の整備を進めて

まいります。また、障害のある方が住み慣れた地域で障害福祉サービス等を受けられるよう引き続き障害福祉事業所の誘致に努めます。

児童福祉においては、令和3年度も待機児童対策に取り組んでまいります。保育士の処遇改善事業といたしまして、年休及び休暇代替保育士の配置を支援する事業、保育士宿舍借り上げ支援事業、保育士資格取得を支援するための試験対策講座や保育士合同就職説明会を引き続き実施し、保育士の人材確保に努めます。また、待機児童解消に向けては、認可外保育施設の認可化移行を推進し、更なる認可保育所の整備に取り組むとともに、老朽化した町立第三保育所の建て替え、町立保育所の統合及び機能充実についても検討を進めてまいります。

また、民間学童の増設及び支援の充実を図り、学童保育における待機児童解消に向けて取り組みます。

母子及び父子並びに寡婦福祉においては、母子及び父子家庭等医療費助成事業について、引き続き自動償還払い方式による利便性向上を図り、ひとり親世帯の負担軽減に努めます。また、沖縄県が実施する「ひとり親家庭等日常生活支援事業」や「母子父子寡婦福祉資金貸付事業」などの周知と利用促進に努めてまいります。

児童虐待の防止に関しましては、要保護児童対策地域協議会を中

心とした関係機関とのネットワークの構築や相談体制の強化を図ります。加えて、令和2年度より開始した「支援対象児童等見守り強化事業」を継続実施し、支援を必要とする家庭の見守りの強化、状況把握に努めます。

妊婦健康診査の公費助成については、望ましい回数とされる受診回数14回の助成を継続実施いたします。そのほか、未熟児養育医療に関する事務、低出生体重児・未熟児に対する訪問指導、子どもフッ化物塗布助成事業、特定不妊治療費助成事業、新生児聴覚検査助成事業についても継続して取り組みます。

子ども医療費助成事業は、現物給付の対象年齢を中学校卒業まで拡大し、保護者の経済的負担の軽減を図りながら子どもの健やかな成長を支援します。

母子健康包括支援センター事業については、母子（親子）健康手帳交付の際の地区担当保健師による全数面談を継続実施し、妊産婦・乳幼児等の状況の継続的・包括的把握に努めます。また、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する産婦健康診査にかかる費用を助成いたします。更に出産後の母子に対して心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てできる支援体制として、産後ケア事業を実施します。

新型コロナウイルス感染症対策については、感染収束の切り札とされるワクチン接種が4月以降から実施される予定であります。国、県の主導のもと全町民を対象に、新型コロナウイルスワクチンの接種が安全かつスムーズに行えるよう必要な体制の確保を図り、取り組んでまいります。

また、町民一人ひとりが感染拡大防止対策を講じる必要があるため、情報周知の徹底を行います。

感染症の予防についても、任意の予防接種であるおたふくかぜや高齢者肺炎球菌の予防接種費用を助成し、感染症の発病や重症化、まん延の予防に努めます。

健康増進事業では、「健康・食育かでな21」に基づき、健康づくりと食育の推進を図ります。また、健康管理を推進するため人間ドック・脳ドックの助成、歯周疾患検診事業、がん検診・婦人がん検診についても引き続き実施してまいります。

特定健診においては、地域と連携し受診率の向上を図るため、「週末健診」、「ナイト健診」を実施いたします。

国民健康保険事業は、我が国の社会保障制度の中核として国民皆保険の重要な位置を占めており、町民の医療確保と健康保持に大きく貢献しております。財政状況については、国保特別会計だけでは

工面することができず苦慮している状況にあります。引き続き国保運営に加わった財政運営の責任主体である県と連携を図りながら国民健康保険事業の円滑な運営に努めます。医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税の収納強化を図り、国民健康保険事業の持続可能な運営に努めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、保険料の均等割額を補助金として支給いたします。また、はり・きゅう等施術に対する補助や健診結果説明会を引き続き実施いたします。

国民年金は、町民の老後の経済的な支えとなる老齢基礎年金のほか、障害基礎年金、遺族基礎年金など、町民の生涯を支える社会保障制度です。関係機関との協力連携のもと年金制度の周知、相談業務に努めます。

## 地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり

教育行政においては、第5次嘉手納町総合計画に即した第2次嘉手納町教育大綱を本町教育行政の骨子とし、充実した教育行政の推進に努めます。

幼稚園では、知識や技能の基礎、思考力・判断力・表現力等の基礎、学びに向かう力・人間性を育むことができるよう、一人ひとりの発

達や特性に応じた教育を推進します。

また、幼小の連携を図り、子どもの育ちや学びの連続性を重視した切れ目のない教育課程を編成します。

小・中学校においては、嘉手納型「小中一貫教育」を掲げ、系統性と連続性を重視した自己成長力・人や社会とかかわる力を育む教育を推進し、児童生徒の「生きる力」を培います。

G I G Aスクール構想における多様な子どもたちに最適化された創造性を育む教育を実現するため、I C T機器の活用を図り、一斉、個別、協働的な学習展開に努めます。また、小学校においてプログラミング教育を進め、児童の論理的思考を育みます。

特別の支援を要する子供に対して、教育的ニーズを把握するとともに途切れることのない一貫した支援を継続するため、教職員研修を支援します。また、特別支援教育支援員（教育サポーター）を配置し、当該児童生徒への支援を図り、障がいの有無にかかわらず、集団生活を通して共に学ぶことができるインクルーシブ教育を推進します。

未来を担う子どもたちの豊かな成長に資するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を取り入れた学校）の試行期間において、各小中学校の推進体制を構築し、地域とともにある学校

づくりに取り組みます。

青少年センターの充実を図り、青少年の健全育成の拠点として、学校・家庭・地域などの諸関係機関と連携を図り、学習支援活動や相談活動を行います。

子供の貧困対策として、子ども支援コーディネーターを配置することで、児童生徒が置かれた様々な環境や現状を把握し、学校や学習支援施設、居場所づくりを行う関係機関との情報共有を図るとともに、就学援助などの行政サービスにつなげるための支援を行います。

また、令和3年度も引き続き沖縄県子どもの貧困対策推進交付金を活用し、新入学児童生徒の入学前支給等就学援助の充実を図ります。

教育施設については、平成27年度から実施してきました屋良小学校整備事業が最終段階を迎えます。令和3年度は、屋良小学校運動場等整備工事、屋良小学校便所・倉庫建設工事を実施してまいります。

社会教育については、町民一人ひとりの生きがいをづくりに向けて、学習の機会を提供するとともに、社会教育関係団体や指導者の養成、人材の育成に努めます。令和3年度も地域学校協働活動、放課後子

ども教室推進事業を継続いたします。

文化振興については、町文化協会をはじめ、関係団体との連携による文化芸能発表の場の創出や町民が様々な分野において芸術文化に触れる機会を増やします。

人材育成事業では、貸与事業において学資貸与及び入学準備金貸与への取り組みを継続してまいります。また、助成事業では、社会教育団体等の研修や交流派遣に参加する町民への補助金支給、教育・芸術・文化及びスポーツ部門で優秀な成績をおさめた町民への報奨金支給を引き続き実施し、各分野における人材の育成に努めます。

交流事業としては、児童交流事業を継続し、嘉手納町の次代を担う児童生徒の人材育成に取り組みます。

中央公民館では、生活および地域の実情や課題に応じた各種講座の開催により、生涯学習の更なる充実に寄与してまいります。また、令和3年度において、各種サークル活動の発表の場として公民館まつりを開催いたします。

文化財事業では、町指定文化財について、引き続き保存・継承への支援を行います。

特定地域特別振興事業につきましては、令和3年度において、コ

コミュニティーホール、民俗資料室及びシェアオフィスで構成された複合施設の整備工事を行い、令和4年度の供用開始に向け取り組んでまいります。

町立図書館は、生涯学習や情報の拠点として、図書館資料及びサービスの充実、利用者のニーズ把握と支援に努め、町民の図書館利用を促進します。

社会体育では、スポーツ推進委員会を中心に地域及び社会体育団体と連携を図り、各種スポーツ教室、講習会、大会等を通してスポーツ、レクリエーション活動の推進、普及に取り組み、町民の健康の保持増進に努めます。

外語塾については、英語や情報処理を中心とした教育を実施し、優れた国際感覚や語学力、コミュニケーション能力を有する人材の育成を図ります。英語コンテストについては、地域の英語教育に貢献できるよう、町内の小中学生を対象に令和3年度も継続して開催いたします。

## 執行体制と行財政の運営等

防災行政については、大規模自然災害等に備えるとともに、防災・減災及び迅速な復旧復興に資する施策を、総合的な計画としてまと

め、強靱な地域づくりの推進をめざすため嘉手納町国土強靱化地域計画の策定に取り組みます。

令和元年度より継続実施している防災行政無線のデジタル化に加え、令和2年度には防災情報システムの整備を行い、今後は、拡充された機能を活かし、情報伝達の強化を図ることとしております。これにより災害に係る情報収集や発令判断の充実強化に繋げてまいります。また、地域住民の防災意識の啓発、自主防災組織の強化や避難訓練の実施等についても継続的に取り組みを行ってまいります。

確かな行政サービスを行うため、令和3年度においても、すべての職員の個々の能力が十分発揮できるようオンライン研修や少人数研修などで、各種研修の実施に努め、職員の意識改革と資質の向上を図り、業務執行体制の確立に向けて取り組みます。

ふるさと納税につきましては、新たな返礼品開発を行うことにより寄付の増額を図るとともに、寄付者からの思いを施策に反映できるように取り組んでまいります。

人口減少対策については、令和3年度において「人口減少対策検討事業」を実施し、町の現状の調査、分析等を行うとともに人口の増加に寄与する有効な施策の検討に取り組みます。

令和3年度の予算編成においては、国の税制改正や予算編成の状

況等を十分に把握するとともに、地方財政対策、各種の制度改正などの動向を注視し、義務的経費や継続して実施している経費などを中心に編成し、新規施策及び政策的経費については、総合計画実施計画を踏まえ作業を進めてまいりました。

令和3年度の財政運営にあたっては、引き続き国、県の動向や町財政の状況等を十分認識するとともに、事務事業の更なる効率化と合理化に努め、取り組んでまいります。

以上のこと等を踏まえ編成された令和3年度一般会計予算案、水道事業会計予算案、3特別会計予算案は、次のとおりであります。

一般会計予算		1 1, 2 7 5, 8 5 7 千円
水道事業会計予算	水道事業収益	3 6 9, 7 0 2 千円
	水道事業費用	3 4 3, 5 3 2 千円
	資本的収入	9 5, 6 6 5 千円
	資本的支出	4 7 0, 5 9 7 千円
国民健康保険特別会計予算		1, 9 2 2, 4 0 5 千円
後期高齢者医療特別会計予算		2 6 6, 3 4 1 千円
下水道事業特別会計予算		3 6 9, 5 8 8 千円

以上、令和3年度の町政運営に当たり、私の基本方針と主要な施

策の概要等について申し上げてまいりました。社会経済情勢の急速な変化に的確に対応しつつ、更なる町政の発展と町民福祉の増進に向け全職員の総力を上げて諸施策を遂行してまいります。

議員諸賢並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月2日  
嘉手納町長 當山 宏